

告 示

埼玉県告示第八百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
こうのすナーシングホーム共生園	○鴻巣市下谷四 一	鴻愛会 医療法人社団	訪問リハビリテーション	
入介所療養介護短期	介護予防通所	介護予防訪問	リハビリテーション	
日 令和二年四月一	リハビリテーション	リハビリテーション	リハビリテーション	

狭東 山銀支店 薬局	蕨 グリーンライフ	リヘル オリオ オス会 病院 ^	
五二狭 一山市 一八富士 一三見	一蕨 一市 一塚 一四 一越 一一	二鴻 四巢 一市 一廣 田八	
座株式会 社東銀	会社 フ東 グリーン 日本 株式 ライ	ヘル リオ オス会 財團	
療介護予 理管理指 導居宅	指導居宅 療養管理	活介護予 施設入居 介護予防 特定生 者特定生 活介護 設施入居 介護予防 設施入居 介護予防 介護予防 介護予防 看護予防 看護予防 指導居宅 訪問リハ 訪問リハ 訪問看護	介護予防 介護予防 介護予防 介護予防 介護予防 看護予防 指導居宅 訪問リハ 訪問リハ 訪問看護
日 令和二年七月一	日 令和二年七月一	日 令和二年二月一	